議案第35号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

１　事故の概要

平成28年９月20日、市所有地である安曇野市豊科高家2422番地の熊倉地区共同墓地において、立ち枯れした松が強風により倒れ、隣接する墓石等を破損させたものである。

２　和解及び損害賠償の相手方

松本市在住者

３　和解の内容

本事故の原因は、市が所有する土地の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、損害の解決金として1,217,376円を賠償するものとする。

なお、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

平成29年２月17日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第36号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

１　事故の概要

平成28年12月19日、松本市島内、県道48号松本環状高家線梓橋東交差点内において、公用車が右折レーンで先行する相手車両の後方に追突したことによる自動車事故。

２　和解及び損害賠償の相手方

長野市事業者

３　和解の内容

本事故の原因は、当市運転手の不注意であるため、安曇野市の過失を100％とする。

よって、安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、損害の解決金として608,264円を賠償する。

なお、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

平成29年２月17日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第37号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

１　概要

三郷南部保育園は平成26年7月に新園舎へ移転し、旧園舎の用地は農地に原状回復し、当該用地の所有者である相手方２人に返却予定であった。

相手方はそれぞれ、用地の返却後に第三者への売却又は営農を計画していたが、当該用地から土壌汚染対策法の基準値を超えたフッ素が検出されたことから用地の返却が困難となり、対応方法について相手方と協議を進めてきた結果、当該用地を市が購入し管理することで、平成28年12月21日に協議が整った。

２　和解及び損害賠償の相手方

安曇野市在住者　外１名

３　和解の内容

当該用地が返却されていたならば成された相手方の用地利用の計画が、市へ売却を余儀なくされたことによって断念せざるを得なくなった損害の解決金として22,500,000円を賠償する。

なお、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

平成29年２月17日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第38号

土地の取得について

三郷南部保育園跡地整備事業の用地として下記のとおり土地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号並びに安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年安曇野市条例第48号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　所 在 地　　安曇野市三郷温1999番１　外１筆

２　面　　積　　3,251㎡

３　取得金額　　65,020,000円

４　所 有 者　　安曇野市在住者　外１名

平成29年２月17日提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第 39 号

三郷北部保育園建設事業建築主体工事請負契約について

平成 29 年１月 19 日一般競争入札に付した三郷北部保育園建設事業建築主体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第１項第５号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　契約の目的　　三郷北部保育園建設事業 建築主体工事

２　契約の方法　　一般競争入札

３　契約金額　　556,200,000 円

４　契約の相手方　　丸山硝子株式会社
安曇野市三郷明盛 855 番地７
代表取締役　丸山　隆

平成 29 年２月 17 日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第 40 号

事務の受託に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第１項の規定による区域外流入に係る下水処理に関する事務に関して、別紙のとおり規約を定め、松川村と協議することについて、同条第３項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年２月 17 日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

（別紙）

松 川 村
安曇野市　下水処理の事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）
第１条　松川村（以下「甲」という。）は、甲の行政区域内の乳川右岸と細野地区の一部から排出される汚水を、安曇野市（以下「乙」という。）が管理する下水道管を経由して下水処理する事務の管理及び執行を乙に委託する。

（経費の負担）
第２条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲が負担する。

（委託事務の管理及び執行の細目）
第３条　この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は甲乙協議の上、定める。

附　則
（施行期日）
１　この規約は、平成 29 年 10 月１日から施行する。

（準備行為）
２　この下水処理の事務委託に関し、必要な行為は、この規約の施行の日前においても、第３条の例によりすることができる。

議案第 41 号

市道の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第１項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止したいので、同条第３項の規定により議会の議決を求める。

記

別紙市道廃止路線調書による。

平成 29 年２月 17 日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

（別紙）

市 道 廃 止 路 線 調 書

整理番号	路線番号 路線名称	起点地番 終点地番	延長（m） 幅員（m）	重要な経過地	廃止理由
1	41238 堀金1238号線	堀金烏川1770番地先 堀金烏川1862番地先	L ＝ 156.7 W ＝ 2.5～3.2		ほ場整備後再認定に伴う廃止
2	41240 堀金1240号線	堀金烏川1740－3番地先 堀金烏川1394－1番地先	L ＝ 594.1 W ＝ 3.0～5.0		ほ場整備後再認定に伴う廃止
3	41241 堀金1241号線	堀金烏川1701－1番地先 堀金烏川1695－6番地先	L ＝ 182.1 W ＝ 4.0～6.0		ほ場整備後再認定に伴う廃止
4	41242 堀金1242号線	堀金烏川1742－1番地先 堀金烏川1700番地先	L ＝ 199.3 W ＝ 3.5～3.7		ほ場整備後再認定に伴う廃止
5	41243 堀金1243号線	堀金烏川1435－2番地先 堀金烏川1745－2番地先	L ＝ 107.7 W ＝ 3.0		ほ場整備後再認定に伴う廃止
6	41244 堀金1244号線	堀金烏川1749－2番地先 堀金烏川1745－2番地先	L ＝ 120.2 W ＝ 3.6～5.0		ほ場整備後再認定に伴う廃止
7	41247 堀金1247号線	堀金烏川1683－2番地先 堀金烏川1670－1番地先	L ＝ 246.5 W ＝ 1.5～3.6		ほ場整備後再認定に伴う廃止
8	41249 堀金1249号線	堀金烏川1615－1番地先 堀金烏川1644－3番地先	L ＝ 366 W ＝ 4.0～7.0		ほ場整備後再認定に伴う廃止
9	41252 堀金1252号線	堀金烏川1608－3番地先 堀金烏川1498番地先	L ＝ 355.7 W ＝ 3.0～3.9		ほ場整備後再認定に伴う廃止
10	41534 堀金1534号線	堀金烏川1666－9番地先 堀金烏川1628－9番地先	L ＝ 295.2 W ＝ 2.0		ほ場整備後再認定に伴う廃止

（別紙）

市 道 廃 止 路 線 調 書

整理番号	路線番号 路線名称	起点地番 終点地番	延長（m） 幅員（m）	重要な経過地	廃止理由
11	41248 堀金1248号線	堀金烏川1519－1番地先 堀金烏川1662－1番地先	L ＝ 155.8 W ＝ 4.3～4.95		ほ場整備に伴う廃止
12	41453 堀金1453号線	堀金烏川1658－3番地先 堀金烏川1648番地先	L ＝ 84.8 W ＝ 2.4～2.5		ほ場整備に伴う廃止
13	41454 堀金1454号線	堀金烏川1660－2番地先 堀金烏川1660－3番地先	L ＝ 51.3 W ＝ 2.5～3.15		ほ場整備に伴う廃止
14	41535 堀金1535号線	堀金烏川1665－2番地先 堀金烏川1643番地先	L ＝ 125.0 W ＝ 2.0		ほ場整備に伴う廃止
15	41536 堀金1536号線	堀金烏川1683－16番地先 堀金烏川1683－8番地先	L ＝ 103.7 W ＝ 1.5～2.0		ほ場整備に伴う廃止

整理番号　1～15

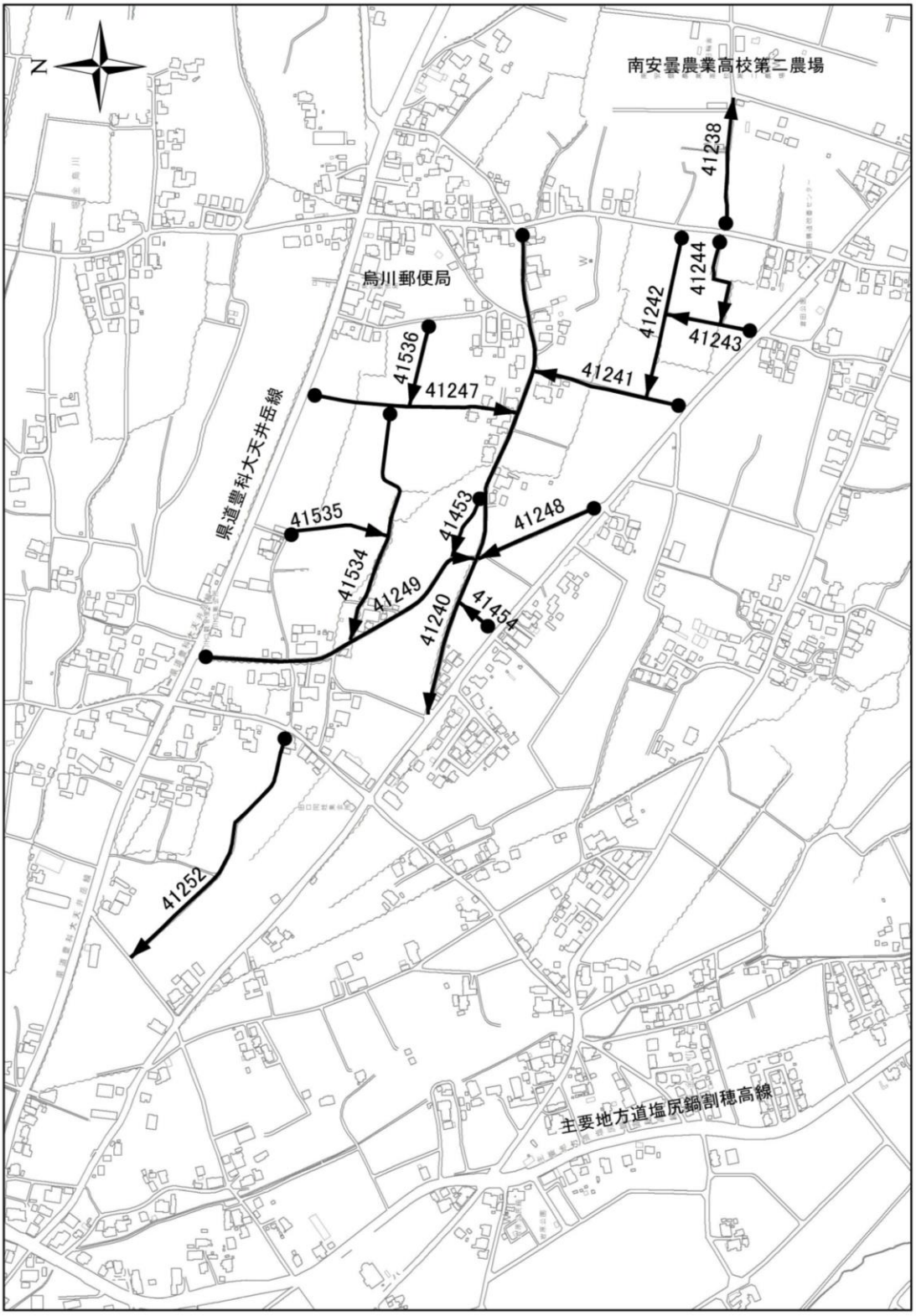
N
南安曇農業高校第二農場
41238
41244
41242
41243
41241
鳥川郵便局
41536
41247
県道豊科大天井岳線
41535
41453
41248
41534
41249
41240
41454
41252
主要地方道塩尻鍋割穂高線

議案第 42 号

市道の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第８条第２項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

記

別紙市道認定路線調書による。

平成 29 年２月 17 日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

(別紙)

市道認定路線調書

整理番号	路線番号 路線名称	起点地番 終点地番	延長（m） 幅員（m）	重要な経過地	認定理由
1	41238 堀金1238号線	堀金烏川1770番地先 堀金烏川1773-2番地先	L = 154.8 W = 2.5～4.8		ほ場整備に伴う再認定
2	41240 堀金1240号線	堀金烏川1394-1番地先 堀金烏川1644-1番地先	L = 88.4 W = 4.3～5.3		ほ場整備に伴う再認定
3	41241 堀金1241号線	堀金烏川1701-1番地先 堀金烏川1680-1番地先	L = 174.5 W = 4.5～5.5		ほ場整備に伴う再認定
4	41242 堀金1242号線	堀金烏川1742-1番地先 堀金烏川1700-1番地先	L = 207.8 W = 4.0		ほ場整備に伴う再認定
5	41243 堀金1243号線	堀金烏川1435-2番地先 堀金烏川1437-3番地先	L = 120.9 W = 4.0		ほ場整備に伴う再認定
6	41244 堀金1244号線	堀金烏川1749-2番地先 堀金烏川1746-1番地先	L = 111.2 W = 3.0～4.0		ほ場整備に伴う再認定
7	41247 堀金1247号線	堀金烏川1670-6番地先 堀金烏川1683-8番地先	L = 131.0 W = 3.6～4.0		ほ場整備に伴う再認定
8	41249 堀金1249号線	堀金烏川1615-1番地先 堀金烏川1688-1番地先	L = 751.5 W = 4.1～8.1		ほ場整備に伴う再認定
9	41252 堀金1252号線	堀金烏川1608-4番地先 堀金烏川1497-1番地先	L = 331.7 W = 3.0～4.0		ほ場整備に伴う再認定
10	41534 堀金1534号線	堀金烏川1683-16番地先 堀金烏川1631-1番地先	L = 421.7 W = 3.0～8.7		ほ場整備に伴う再認定

(別紙)

市道認定路線調書

整理番号	路線番号 路線名称	起点地番 終点地番	延長（m） 幅員（m）	重要な経過地	認定理由
11	41755 堀金1755号線	堀金烏川1469-1番地先 堀金烏川1493-1番地先	L = 187.7 W = 3.4～4.1		ほ場整備に伴う認定
12	41756 堀金1756号線	堀金烏川1395-1番地先 堀金烏川1524番地先	L = 74.2 W = 3.0		ほ場整備に伴う認定
13	41757 堀金1757号線	堀金烏川1660-12番地先 堀金烏川1644-1番地先	L = 91.5 W = 4.5		ほ場整備に伴う認定
14	41758 堀金1758号線	堀金烏川1665-20番地先 堀金烏川1654-3番地先	L = 235.2 W = 4.0～9.0		ほ場整備に伴う認定
15	41759 堀金1759号線	堀金烏川1679番地先 堀金烏川1678番地先	L = 70.2 W = 2.2		ほ場整備に伴う認定
16	41760 堀金1760号線	堀金烏川1701-6番地先 堀金烏川1701-2番地先	L = 150.3 W = 4.0～4.5		ほ場整備に伴う認定
17	41761 堀金1761号線	堀金烏川1761-5番地先 堀金烏川1728-2番地先	L = 94.0 W = 3.0～4.0		ほ場整備に伴う認定
18	41762 堀金1762号線	堀金烏川1868-1番地先 堀金烏川1863-2番地先	L = 186.7 W = 3.5		ほ場整備に伴う認定
19	41763 堀金1763号線	堀金烏川1866-2番地先 堀金烏川1770-4番地先	L = 88.5 W = 3.5		ほ場整備に伴う認定
20	35055 三郷5055号線	三郷明盛4956-13番地先 三郷明盛4956-6番地先	L = 119.9 W = 6.0		宅地造成に伴う認定

(別紙)

市道認定路線調書

整理番号	路線番号 路線名称	起点地番 終点地番	延長（m） 幅員（m）	重要な経過地	認定理由
21	35056 三郷5056号線	三郷温3042-8番地先 三郷温3044-24番地先	L = 78.6 W = 6.0		宅地造成に伴う認定
22	22524 穂高2524号線	穂高6616-9番地先 穂高6616-6番地先	L = 36.5 W = 6.0		宅地造成に伴う認定

整理番号　1～19

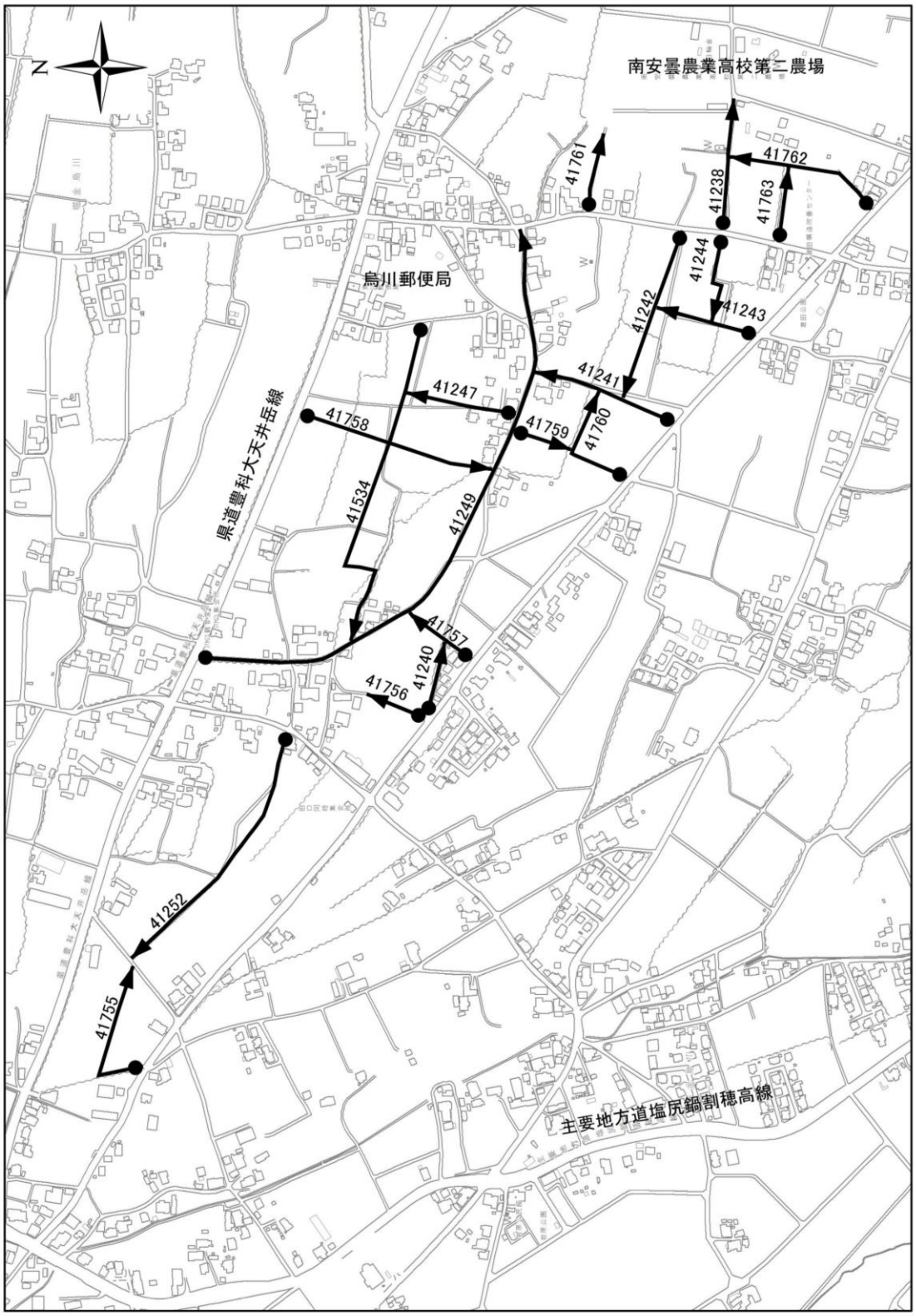
N
南安曇農業高校第二農場
41761
41762
41238
41763
41244
41243
41242
41241
41760
41759
41247
41758
41534
41249
41757
41240
41756
41252
41755
烏川郵便局
県道豊科大天井岳線
主要地方道塩尻鋼割穂高線

認定路線位置図

整理番号　20

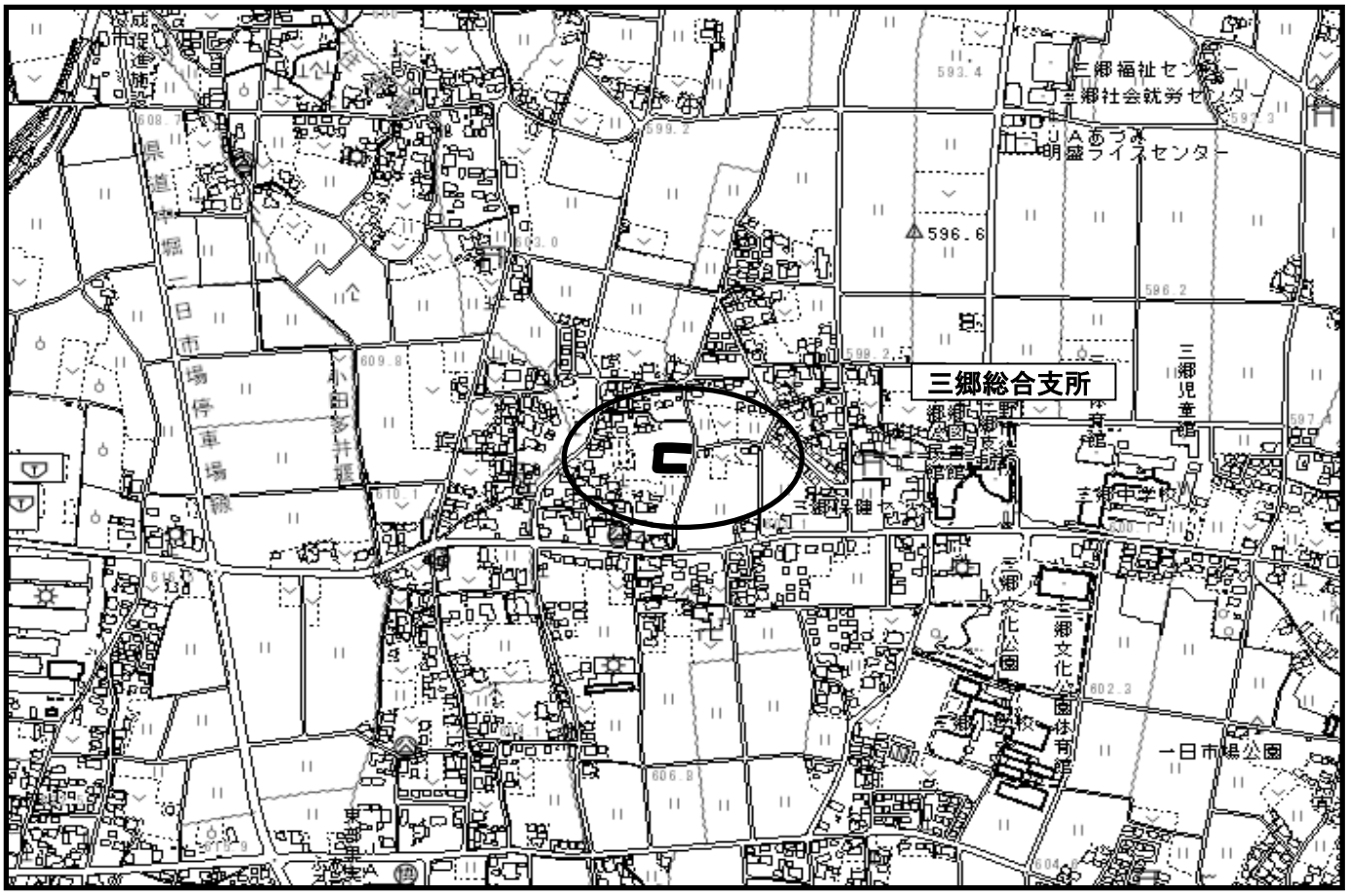

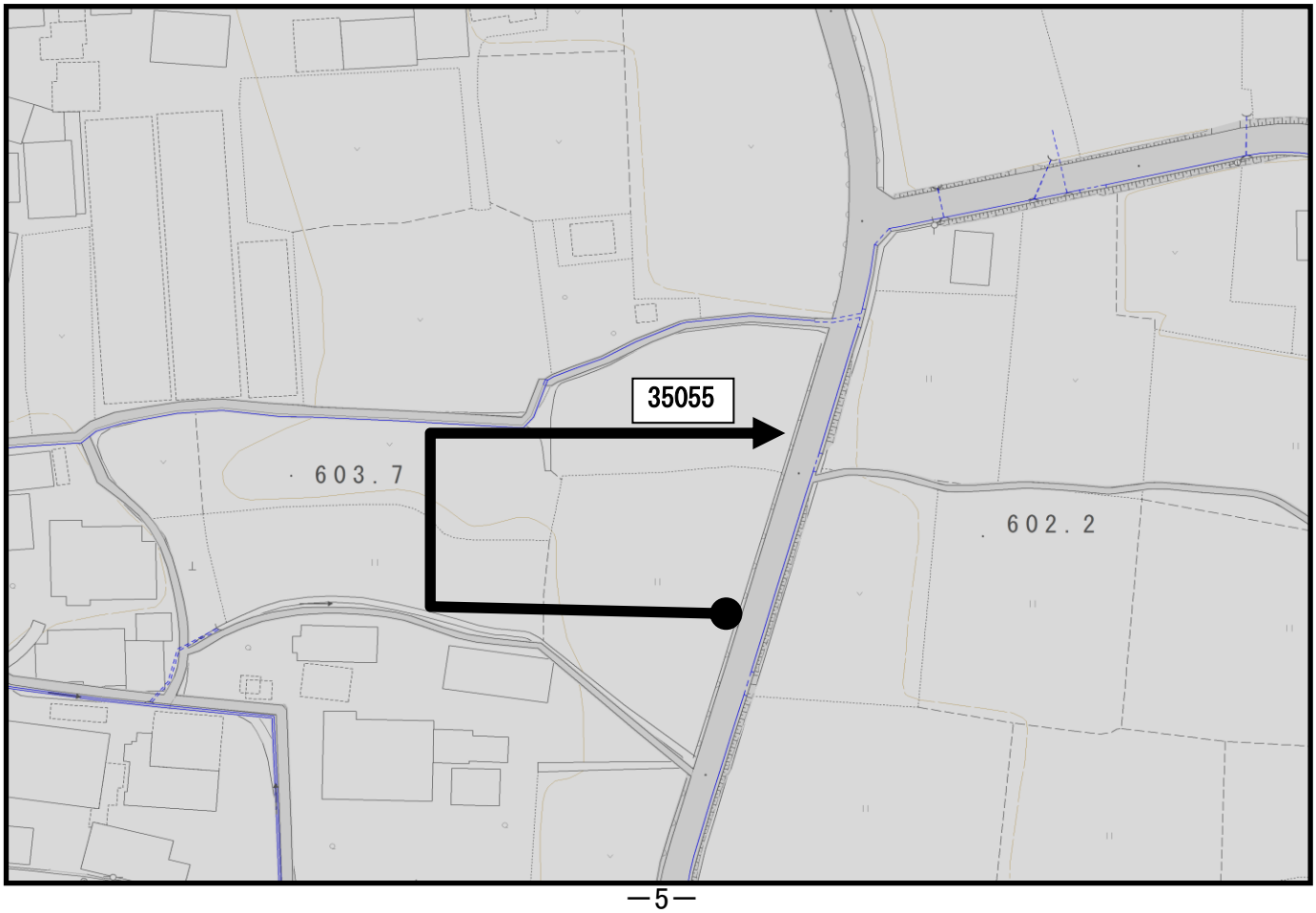

認定路線位置図

整理番号　21

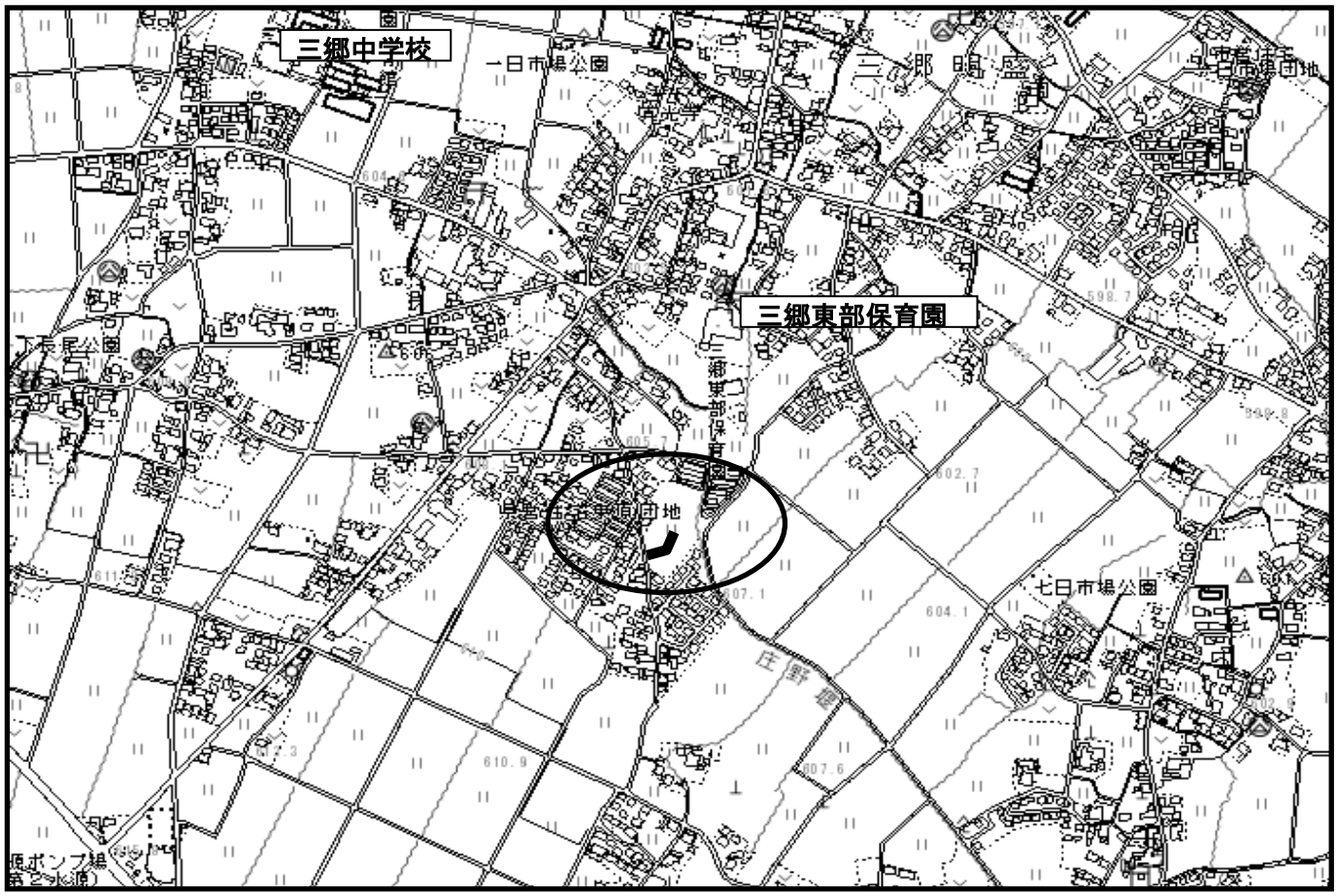

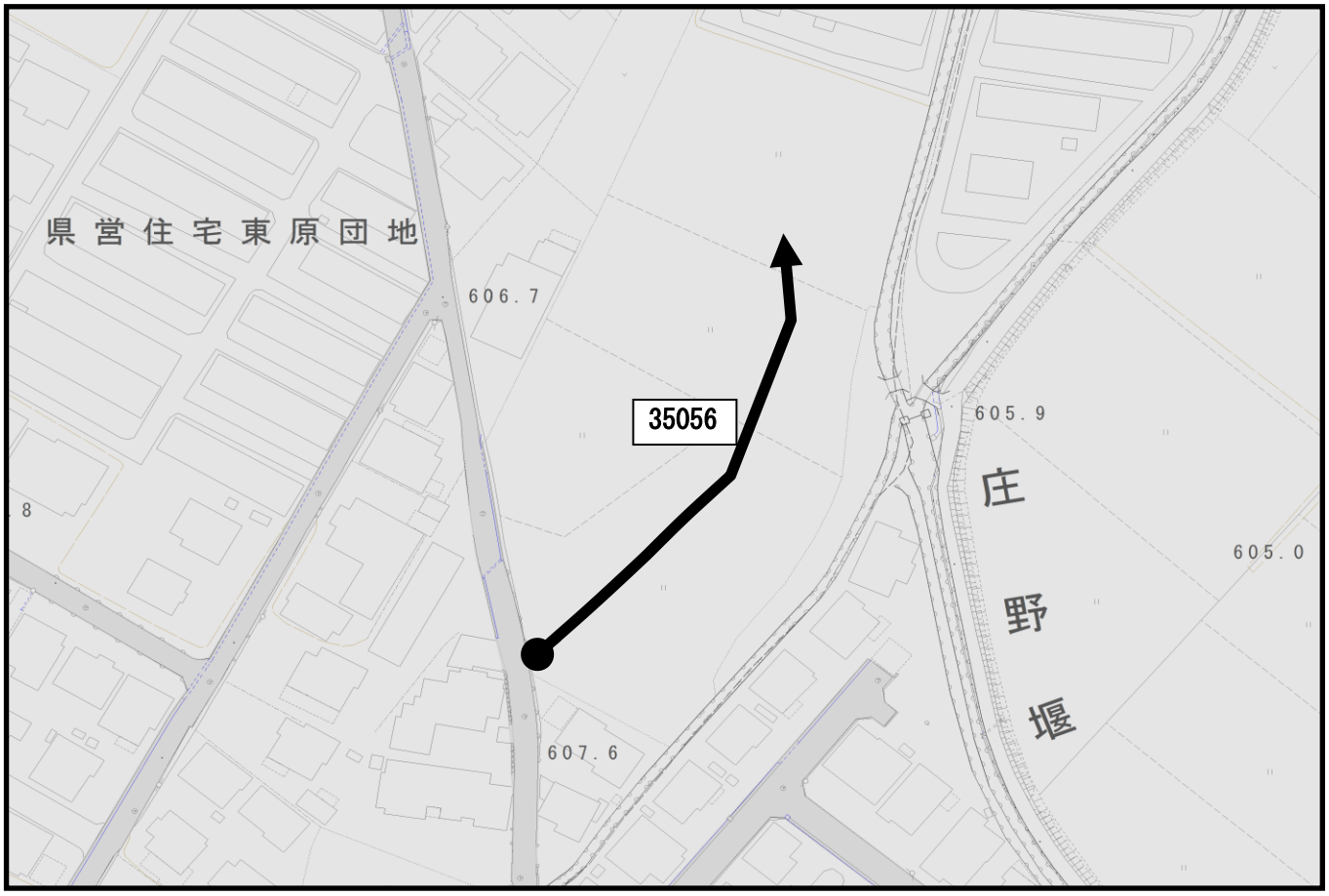

認定路線位置図
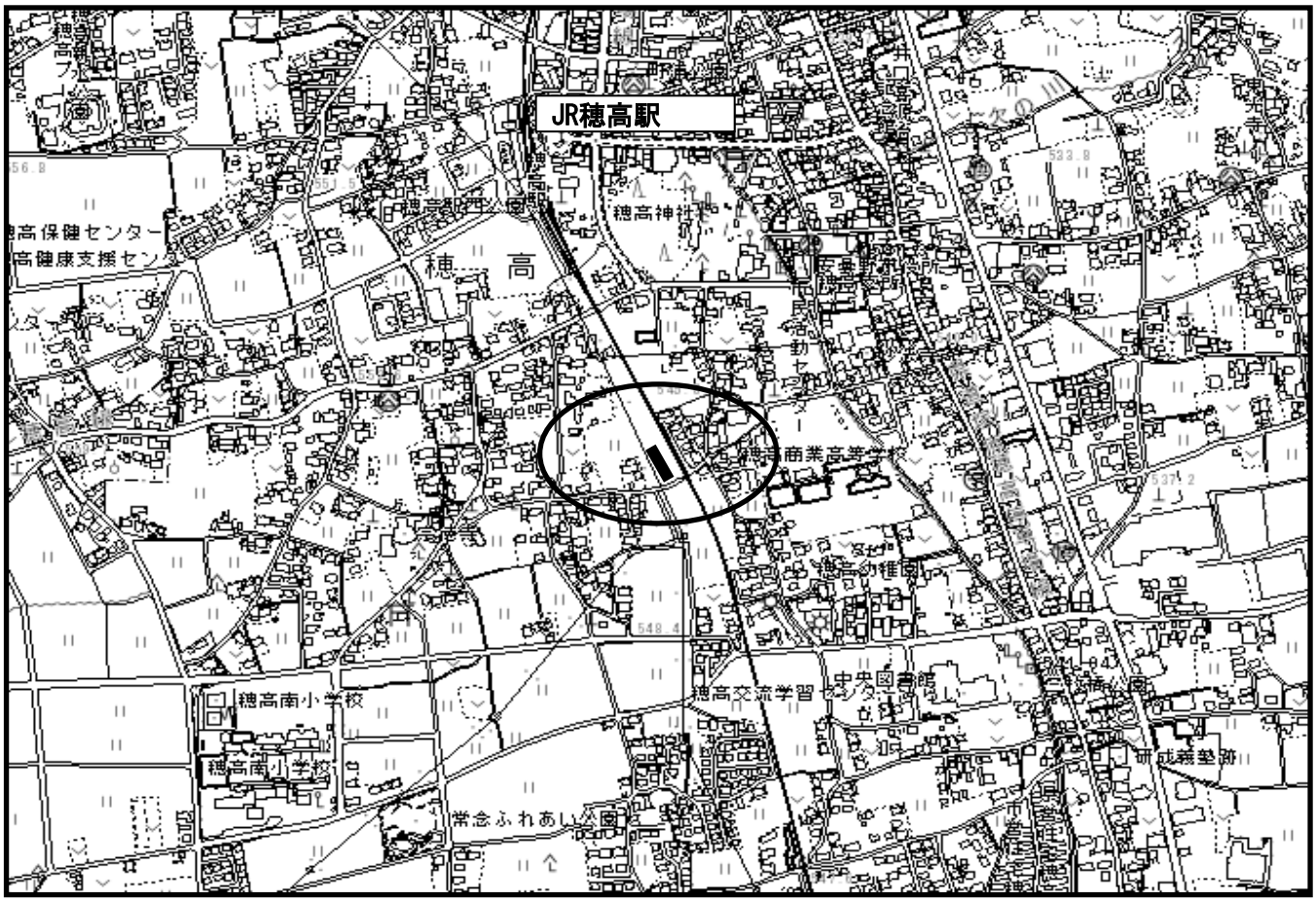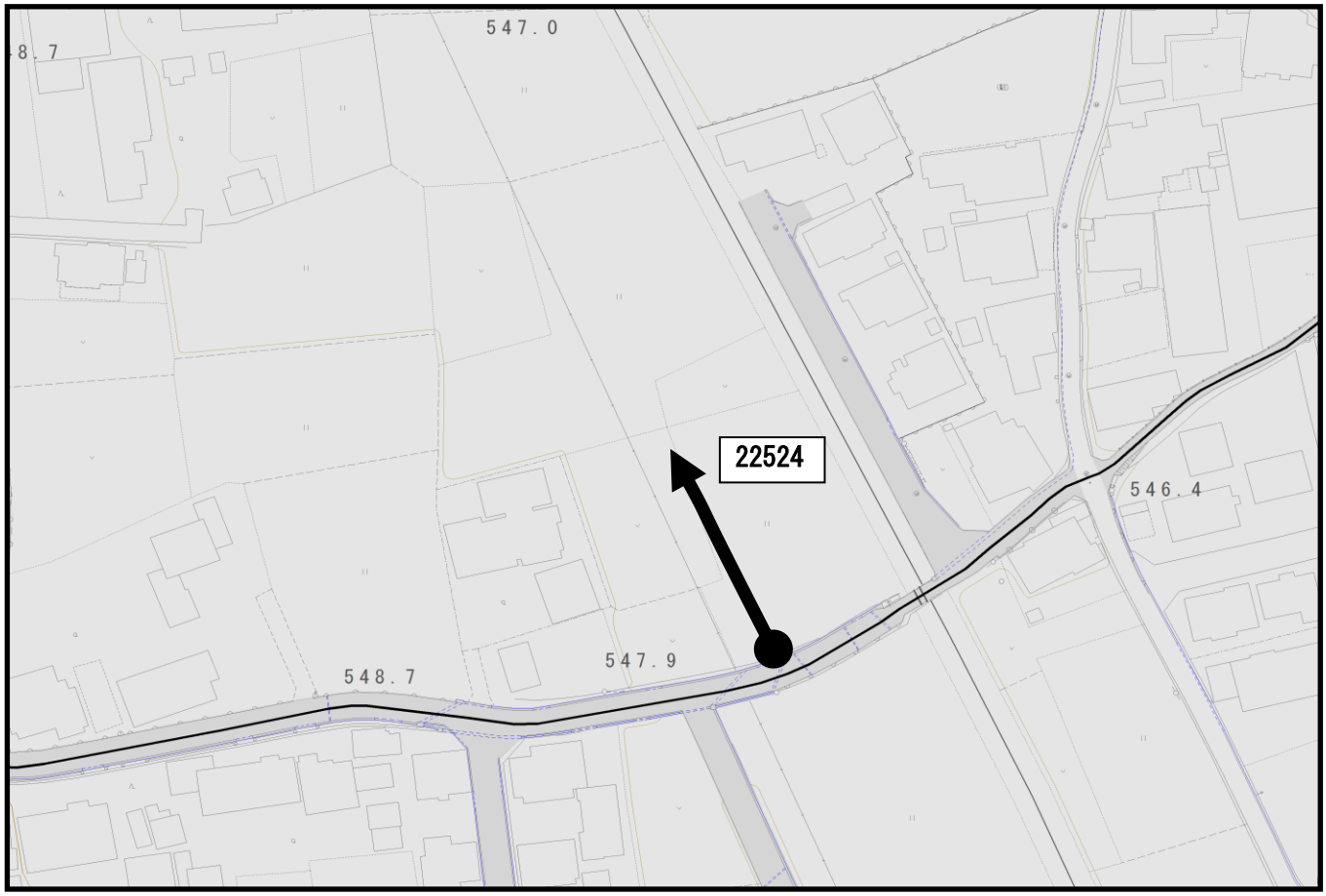
整理番号　22